

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(1) 政策医療の提供

1 医療の提供
県立病院として担う政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。

(1) 政策医療の提供

救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。

また、がんや難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。

さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく医療を提供すること。

資料 2

中期目標	中期計画	年度計画	23年度上半期 業務実施状況	備考
	1 医療の提供	1 医療の提供	23年度上半期 業務実施状況	備考
	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供す</p> <p>(1) 政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。</p> <p>ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図る中で、多発外傷をはじめ、循環器疾患や脳神経疾患に対する迅速で効率的な治療を行つなど、救命救急医療の充実を図る。 また、医師により早期の治療を行うため、ドクターヘリの導入に向けた可能性の研究・検討を行う。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的・専門的な医療を提供する。</p>	<p>1 医療の提供 (1) 政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。</p> <p>ア 救命救急医療 ・三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ・平成24年度に運航が予定されているドクターヘリについて、基地病院として準備を行う。 ・D M A T車両を活用した救命救急活動を行う。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 地域の分娩取扱機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的・専門的な医療を提供する。</p>	<p>・平成22年度から引き続き、オンコール呼び出しや専門医と連携した治療を実施した(センター患者数:9月まで月平均129人)。</p> <p>・平成24年4月の運航開始に向け、運航事業者を決定するとともに、新たに運用準備委員会を設置し、運用要領や運用マニュアルを作成している。また、機体に搭載する医療機器の整備をしている。 平成22年度から引き続き、ドクターヘリのプライドクター・ナースの研修に参加した。 ・H22から引き続き、継続実施(出動回数:月平均 9件)。</p> <p>・平成22年度から引き続き、国立甲府病院、山梨大付属病院などと役割分担して、全てのハイリスクの妊婦等の受け入れを行い、専門的な医療を提供した。 (中病への救急搬送 9月末現在 母体46件、新生児35件) また、新たに緊急時の入院等に対応するため、GCUの不足傾向にあるベット数を4床増床を予定(10月 20床→24床)。</p>	

中期計画	年度計画	平成23年度上半期実績実施状況	備考
<p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療拠点病院としての機能を拡充するとともに院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制の整備（センター化）を進め、がん医療の質の向上に努める</p> <p>(7) 外来化学療法室の整備 5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)を中心としたがん診療を充実するため外来理学療法室を整備する。</p> <p>(8) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。</p> <p>(9) 緩和医療チームの充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などにより構成する緩和医療チームを整備するとともに、がん患者に対して初期段階からの緩和ケア診療を充実する。</p>	<p>ウ がん医療 がん診療における医療機関の役割分担を進め、がん医療の質の向上と安全の確保を図るために、肝がんの地域連携クリニカルバスを10月までに地域がん診療連携拠点病院と共同で作成する。</p> <p>(7) 外来化学療法室の整備 外来化学療法室を中心に、外来化学療法を推進するとともに、増加する外来患者に対応するため、通院加療がんセンターの整備に向けた検討を行う。</p> <p>(8) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一同に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実を図り、がん医療の質の向上に努める。</p> <p>(9) 緩和医療チームの充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などから構成する緩和医療チームを中心に、緩和ケア診療を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肝がんの地域連携クリニカルバスを作成中(10月完成予定)。これにより、5大がんのバスは完結する。平成22年度から引き続き県民向けがんセミナーを開催を実施した(毎月)。 ・平成23年度から新たに、地域医療再生交付金の対象事業として、通院加療がんセンターの整備に向けた院内にプロジェクトチームを設置し、運用方法の検討や先進例の視察等を実施した。また整備基本設計業務に着手(委託)した。 ・平成22年度に引き続き、医療スタッフによる症例に対する最適な治療を検討する会議(キャンサーボード)を開催している(17回実施)。 ・平成22年度から引き続き、緩和医療チームが病棟回診や緩和医療勉強会(毎月)、緩和ケア部会(1回)で患者の疼痛による睡眠不足等の事例研究を実施している。 	
<p>エ 難病(特定疾患)医療 県立病院の機能を活かして専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら最適な医療提供を行う。</p>	<p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、難病医療拠点病院として、難病医療協力病院とも連携を図り、クローゼン病や再生不良性貧血患者等に緻密な検査を実施する等、最適な医療を提供している。 	
<p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを導入するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。</p>	<p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、臨床心理士を含むHIV部会の開催(6回)やエイズ研修会(1回)を実施した。 	
<p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p>	<p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、一類感染症の患者を受け入れられる感染症病床2床、結核病床20床の受入体制を確保し、結核病床に27人が入院治療した。 	

中期計画	年度計画	平成23年度上半期業務実施状況	備考
<p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療などの充実を図るとともに、新たに心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関としての機能を整備する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p>	<p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、増加する救急患者や児童思春期患者へ対応できるよう病棟の再編について検討を行うとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関としての医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、4月に「北病院機能強化院内検討委員会」を設置し、機能強化、病棟の再編整備について検討している(6回開催)。また、地域医療再生交付金の対象事業として、10月に基本設計に着手する予定。 精神科救急(医療観察法病棟を含む。)の延べ入院患者数は7,714人、平均在院日数は69.8日で、急性期病棟(児童思春期を含む。)の延べ入院患者数は7,335人、平均在院日数は64.9日であった。 平成22年度から引き続き、毎週、医師、看護師、ケースワーカー、ディケアなどのコメディカルによるケース会議を開催し、患者の治療、退院促進、退院後のリハビリ等について、総合的で一貫した医療を提供している。 	
<p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を中心に、関係機関と連携して医療を提供する。</p>	<p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係機関と連携して医療を提供する。また、思春期の精神科ショートケアを充実させ、週5日間提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 思春期病棟の延べ入院患者数は1,451人で、平均在院日数は44.6日であった。前年度と比較すると入院患者数は減少したが、重症度の高い患者が増加している傾向にある。 4月に開設された「こころの発達総合支援センター」と連携を図り、心の問題を抱える子供たちを専門に診療とともに、平成22年度から引き続き、思春期精神科ショートケアを週3日実施している。 10床で運用している児童思春期病棟は、常時満床の状況で、増加する入院患者に対応できていないため、「北病院機能強化院内検討委員会」において、思春期病床の増床について検討している。 	
<p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心身喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関を整備し、対象者に対して、一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p>	<p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心身喪失者等医療観察法に基づく入院治療並びに通院治療の更なる充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から引き続き、多職種医療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進している。(9月末現在:5名入院(満床)) <p>□対象者1名が退院(10/3)し、退院後、当院へ指定通院 □震災の影響で、茨城県立こころの医療センター等へ入院を予定していた対象者を当院に受け入れていたが、当該対象者2名が埼玉精神医療センターへ転院(10/4-10/21)</p>	

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 医療の提供

(2) 質の高い医療の提供

中期目標 1 医療の提供

(2) 質の高い医療の提供

専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等（以下「医療従事者」という。）の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療を提供すること。

中 期 計 画	中 期 計 画	年 度 計 画	平成22年度上半期業務実施状況	
			実 績	備 考
(2) 質の高い医療の提供 県立病院の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特徴である弾力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。	(2) 質の高い医療の提供			
①医療従事者の確保 ア 医師の育成・確保 高度で専門的な医療を提供するため、人間的資質が優れ、診察能力が高い医師の育成・確保に努める。	②医療従事者の確保 ア 医師の育成・確保 ・質の高い医療を提供するため、引き続き関係機関との連携を図り、医師の確保に努める。 ・医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 ・県外での説明会への出展や、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。 ・医師の業務負担軽減のため、医療クラークの導入を行う。		・平成22年度から引き続き、医学生の受験対策雑誌やウェブサイト等に募集内容を掲載し、研修医・専修医募集の積極的な広報活動を展開 ・平成22年度から引き続き、メディカル・グランド・ラウンド（研修医向け実践的講義）を実施した。新たに医師を含む病院機構全体の職員研修体系（規程、計画）を構築している。 ・平成22年度から引き続き、レジナビフェアへの出展等積極的な広報活動を展開した。また、新たにサマーキャンプ（2回）やレイオスプリングキャンプ（3回）を実施した。 ・平成23年度から新たに、7名の医療クラークが稼働を開始した。	
イ 7対1看護体制の導入 患者一人一人の症状に応じた、きめ細かな看護を実施するため、県立中央病院において、入院患者7人に看護師1人を配置する7対1看護体制を導入するとともに、適切な人事管理などを進め、県立病院への定着を図る。	イ 7対1看護体制の導入 ・看護師採用試験の複数回実施や、県外での試験の実施、中途採用などの多様な採用方法を導入し、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営を行い、7対1看護体制を維持する。 ・勤務状況等を勘案し、諸手当の充実を図る。 ・県立中央病院で病児保育を実施し、働きやすい環境を整備する。		・平成22年度から引き続き、看護師試験は年4回の実施（2回実施済）を予定し、正規職員の中途採用も実施している（7月採用5人、10月採用3人予定）。 ・新たに、4月から夜間看護手当の増額支給を実施した。（7,200円→10,600円） ・病児保育施設の設置については、引き続き検討する。なお、院内保育については、院内保育所の飽和状態の解消に向けた託児所建設の検討を行い、建築設計委託を開始した。	
②医療の標準化と最適な医療の提供 ア クリニカルバスの推進 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルバスを推進する。	②医療の標準化と最適な医療の提供 ア クリニカルバスの推進 クリニカルバスの電子化を進めるとともに、DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルバスの点検・見直しを行う。		・平成22年度から引き続き、クリニカルバスを推進し、平成23年度に新たに電子化されたクリニカルバスの件数は32件で計306件となった（9月末）。クリニカルバスの電子化により、診療情報の効率的な管理や医療スタッフ間のスムーズな情報の共有が実現できた。	

中期計画	年度計画	平成22年度上半期業務実施状況	備考
<p>イ 診断群分類包括評価（DPC）の導入 医療内容の標準化を進めてより適切な医療を提供するため、県立中央病院において、専門の職員を探用し、診断群分類包括評価（DPC）を導入するとともに、そこから得られる詳細な診療情報を最大限活用する。</p> <p>③高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに適切な維持管理を行う。</p>	<p>イ 診断群分類包括評価（DPC/PDPS）の導入 DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。</p> <p>③高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに適切な維持管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から引き続き、他のDPC参加病院の診察内容を分析し、各種医療資源(処置、検査、投薬、手術等)の投下状況を把握することにより、当院の医療の標準化に貢献している。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 予算6億1千万円のうち、2億7千万円(44%)執行済である。大型備品(迅速検査システム 1億4千万円)については、8月に納入契約締結済。 	

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供

(3) 県民に信頼される医療の提供

1 医療の提供

(3) 県民に信頼される医療の提供

県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。

中期計画

(3) 県民に信頼される医療の提供

医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し県民に信頼される医療の提供に努める。

①医療倫理の確立

患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

②患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき最適な医療を提供する。

また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

③医薬品等に関する情報の的確な提供

医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに医薬品情報検索システムの活用などにより、処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。

④患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用など各種サービスの向上に努める。

年度計画

(3) 県民に信頼される医療の提供

①医療倫理の確立

患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

②患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき最適な医療を提供する。

また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

③医薬品等に関する情報の的確な提供

医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。

④患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者満足度調査を実施し、診療予約制度の効率的運用や患者対応窓口の改善など各種サービスの向上に努める。

203年度上半期業務実施状況

(3) 県民に信頼される医療の提供

①医療倫理の確立

平成22年度から引き続き、倫理委員会を開催した(2回)。テーマ「遺伝子多型分析」「人工呼吸停止」

平成22年度から引き続き、インフォームド・コンセントや医療連携部による病棟回診、看護部独自の患者家族に看護計画の内容を伝えるケアにより信頼関係を構築している。

平成22年度に引き続き、患者とのコミュニケーションを図りながら、処方薬の薬効や服薬方法についてわかりやすく説明し、患者が納得して服薬できるように、服薬指導を実施している(9月末現在 患者数1,079人、回数1,169件)。

平成22年度に引き続き、医師等が総合窓口での医療相談や患者への診察案内を行うとともに、入院患者や外来患者を対象にした患者満足度調査の実施を予定している。

備考

中期計画	年度計画	平成23年度上半期業務実施状況	備考
⑤診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規定の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。	⑤診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規定の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。	・平成22年度から引き続き、カルテの記載内容について、診療録管理委員会を開催し、記載不備等の確認を行い、院内に周知している。カルテの開示については、運用規程に基づき、適切に実施している。	
⑥診療支援システムの充実 県立北病院において、適切で効率的な医療を提供するため、電子カルテの導入や既存システムの機能向上など、各種診療支援システムを充実する。	⑥診療支援システムの充実 県立北病院において、電子カルテ、オーダーリングシステム、医事会計システム等を中心とした診療支援システムにかかる整備計画を策定する。	・診療支援システムの導入に当たり、民間が蓄積している豊富な専門知識やノウハウを活用することが効果的かつ効率的であることから、コンサル業者から企画提案を募集、プレゼンを実施して業者を決定し、当該業者と委託契約を締結した。 ・診療支援システムの円滑な導入を図るために、8月、関係セクションの代表18名からなる「北病院医療情報システム導入院内検討委員会」を設置し、システム構築に係るヒアリング等を実施するとともに、基本計画、機能要求仕様書等について検討している(2回開催)。	
⑦医療安全に関する情報の収集・分析 ア リスクマネージャーの活用 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活用して、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理者への研修など医療安全教育を徹底する。	⑦医療安全に関する情報の収集・分析 ア リスクマネージャーの活用 リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理者への研修など医療安全教育を徹底する。	・リスクマネージャーが、インシデントレポートを集計・分析し、医療安全委員会、病院会議へ報告し、必要に応じ院内インフォメーションで周知している(インシデント・レポート数 9月末現在 1,413 件)。 ・全職員を対象とした医療安全研修会実施をした(2回)。	
イ 情報の共有化 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。	イ 情報の共有化 より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。	・リスクマネージャーが、インシデントレポートを集計・分析し、医療安全委員会、病院会議へ報告し、必要に応じ院内インフォメーションで周知している(インシデント・レポート数 9月末現在 1,413 件)。	

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
2 医療に関する調査及び研究

中期目標	2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。
------	---

中期計画	年度計画	平成23年度上半期 業務実施状況	備考
<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院の有する医療資源を活用した調査及び研究を進めその成果を積極的に情報発信する。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬開発等に貢献するため治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。</p>	<p>・治験数は、9月末で10件が継続中である。取扱い件数は前年度の4倍ベースとなり、積極的に取り組んでいる。平成22年度から引き続き、治験に関する情報は、ホームページで公開している。</p> <p>・7月に院内学術会議の開催し、東日本大震災と医療救護活動について、事例研究や活動報告を行った。</p> <p>・国内外の各種学会へ参画している。</p> <p>(出席した主な学会等) DDW米国消化器病週間医療研究会 日本臨床救急医学会 日本頭頸部癌学会 日本腎臓学会 日本透析医学会 麻醉科学会 日本呼吸器学会 等</p>	

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 医療に関する技術者の研修

中 期 目 標	3 医療に関する技術者の研修
	優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。
(1) 医療従事者の研修の充実	医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。
(2) 県内の医療水準の向上	他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。

中期計画	年度計画	23年度上半期 業務実施状況	備考
<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進める。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い職員の資質の向上を図る。 <p>(2) 県内の医療水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などをを目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ人材養成の支援に努める。 	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い職員の資質の向上を図る。 <p>(2) 県内の医療水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などをを目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ人材養成の支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に引き続き、国内外の各種学会へ参画するとともに(P8)、7月に院内学術会議の開催(P8)や8月、9月に教育研修委員会の研修を実施した(接遇研修会、患者の権利保護研修会)。 ・新たに4月に専門看護師1名が誕生した。認定看護師の在籍数は14名で、3名が乳がん分野等での資格取得のため研修中である。 ・平成22年度から引き続き、教育研修委員会の研修や院内各部門研修会を実施している。また、医師の海外派遣研修(心臓外科)を予定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に引き続き、がん医療従事者研修会を実施している。 ・平成22年度に引き続き、がん医療従事者研修会やエイズ研修会を実施している。 ・平成22年度に引き続き、看護師、薬剤師、栄養士、救命救急士の実習生を受け入れている。 	

4 医療に関する地域への支援

4 医療に関する地域への支援

本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

(1) 地域医療機関との協力体制の強化

県立病院として、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。

(2) 地域医療への支援

医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。

また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内の公的医療機関の医師の確保・定着に協力すること。

さらに、県立病院に必要な医師の確保を図る中で、公的医療機関への支援に努めること。

(3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。

中期計画	年度計画	平成23年度上半期事業実施状況	備考
<p>4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の医師との共同利用病床を整備するとともに、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p> <p>(2) 地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。 ②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医と専修医を増員し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 また、精神科に係る専修医の研修体制を新たに県立北病院に整備する。 ③公的医療機関の支援 県立病院の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の応援協力がしやすい仕組み作りを進めること。 ④県内の医師トレーニングセンター化の推進 県内の各地域医療機関に勤務する自治医科大学の卒業生等が、地域の医療ニーズに的確に対応できるよう、必要な知識や技術の修得を支援する。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、総合相談センターから地域連携医療部への改編や、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。</p> <p>(2) 地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、医療機器の共同利用に向けた制度の検討を進める。 ②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質向上に取り組む。</p> <p>③公的医療機関の支援 公的医療機関への外来診療の応援協力がしやすい仕組みの検討を進める。</p> <p>④県内の医師トレーニングセンター化の推進 県内の各地域医療機関に勤務する自治医科大学の卒業生等が、地域の医療ニーズに的確に対応できるよう、必要な知識や技術の修得を支援する。</p>	<p>・新たに、紹介状専用受付窓口の設置準備を開始した。また、紹介状に対する返書作成を推進している。</p> <p>・平成22年度から引き続き、CT、MRI、RI等の放射線検査機器を活用した依頼検査を実施している。</p> <p>・平成22年度に改定した初期臨床研修プログラムや後期研修プログラムにより指導医の育成、資質の向上を実践している。研修医の派遣協力型病院が7カ所から9カ所になり、プログラムの充実を図っている。</p> <p>・平成22年度から引き続き、応援協力の仕組みを検討している。</p> <p>・平成22年度から引き続き、県内の地域医療機間に勤務する自治医科大学の卒業生の研修を中央病院で受けている。(飯富病院5人、塩川病院2人、南部医療センター1人、上野原病院1人)</p>	

中期計画	年度計画	H23年度平成23年度業務実況状況	備考
<p>(3)社会的な要請への協力</p> <p>①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>(3)社会的な要請への協力</p> <p>①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から引き続き、救急救命士に対し、就業前実習、再教育実習、薬剤投与実習、気管挿管実習などを実施している。 (9月末現在 再教育実習等87名、気管挿管実習3名、就業前実習5名、県立大学、甲府看護専門学校、富士吉田市立看護専門学校に対し職員を講師として派遣している。 平成22年度から引き続き、捜査機関から交通事故患者の受傷状況、血中アルコール等の照会や労働基準監督署等の労働災害鑑定、各種医療機関等からの調査に協力している。 	

県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 災害時における医療救護

5 災害時における医療救護

災害時における県民の生命・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること

中期計画

年度計画

実績

5 災害時における医療救護

県立病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画（大規模災害時医療救護マニュアル）に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。

(1) 医療救護活動の拠点機能

大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。

5 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。

23年度上半期業務実施状況

備考

・3月18日から4月17日まで、東日本大震災の被災地へ医療救護班を派遣した（医師、看護師等延24名派遣）。また、平成22年度に引き続き、大規模災害時対応訓練の実施を予定している（10月22日）。また、DMATチームの医師、調整員（事務職）が県外中央研修に参加した。

・平成22年度から引き続き、要請があればいつでも出動できる体制をとっている。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

簡素で効率的な運営体制の構築

1 簡素で効率的な運営体制の構築

医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。

中期目標

中期計画

1 簡素で効率的な運営体制の構築

簡素で効率的な運営体制を構築し、全職員が一丸となって、医療サービスの向上と経営改善に取り組む。また、法人設立時には県との間において職員を相互に派遣することにより人材を確保するが、おおむね10年以内を目途にプロパー化を進め、派遣の解消を

(1) 病院機構内における適切な権限配分

効率的で効果的な管理運営を図るために、本部と病院との適切な権限配分を行う。

(2) 業務の集約化

薬品や診療材料の一括契約など、事務部門の集約化を進める。

年度計画

1 簡素で効率的な運営体制の構築

(1) 病院機構内における適切な権限配分
効率的で効果的な管理運営を図るために、本部と病院との適切な権限配分を行う。

(2) 業務の集約化

薬品や診療材料の一括契約など、両病院共通事務を本部に集約する。

23年度上半期 業務実施状況

1 簡素で効率的な運営体制の構築

・平成22年度から引き続き、事務取扱規程により適切、明確に区分している。

・平成22年度から引き続き、薬品、医療ガスについては、中病・北病の契約を一本化している。

備考

業務運営の改善及び効率化に関する事項

効率的な業務運営の実現

2 効率的な業務運営の実現

病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。

中期目標

中期計画

2 効率的な業務運営の実現

(1) 弾力的な職員配置

医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的に採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進め、効果的、効率的な医療提供に努める。

(2) 外部委託の推進

不断の業務内容の見直しを進め、業務の外部委託を一層進める。

年度計画

2 効率的な業務運営の実現

(1) 弾力的な職員配置

医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的に採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進め。

(2) 外部委託の推進

委託業務の内容を随時見直し、適正な外部委託に努める。

23年度上半期 業務実施状況

2 効率的な業務運営の実現

・新たに、4月から入院化学療法のため、薬剤師を2名純増員し、またデイサービスの充実のため、北病院に精神保健福祉士を2名純増員した。

・新たに、円滑な業務遂行のため、受付業務をはじめとする医療業務の委託内容の見直している。

備考

業務運営の改善及び効率化に関する事項	
3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	

中期目標	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減
	良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るために、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度上半期業務実施状況	備考
	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減		
	(1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。 (2) 料金收入の見直し 診療報酬基準以外の料金の定期的な見直しを行い、適正な料金の設定を図る。 (3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。 (4) 材料費の抑制 後発医薬品の採用や院外処方の推進等により材料費の抑制を図る。 (5) 多様な契約手法の活用 複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。	(1) 診療報酬請求の事務の強化 医事業務への医師や看護師の参加や法人採用職員（プロパー）を新たに配置し、診療報酬部門の強化を図るとともに、診療報酬に関する院内研修を実施するなど、診療報酬請求事務の強化を図る。 (2) 料金收入の見直し 新規需要等を的確に捉え、随時、適正な料金設定を行う。 (3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。 (4) 材料費の抑制 契約方法や契約内容、価格交渉のあり方などの見直しを進め、購入費の抑制を図る。 (5) 多様な契約手法の活用 複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。	<p>・4月から、診療報酬の迅速かつ適正な管理を行うため、中央病院の医事課の正規職員1名増員して、診療報酬請求体制の強化を図った。平成22年度から引き続き、診療報酬の研修会を開催した(2回)。</p> <p>・新たに、4月に医師事務補助体制加算を設定した。また、11月に新生児治療回復室入院医療管理料を設定する。</p> <p>・平成22年度から引き続き、未収患者に対し受診から1ヶ月後に納入通知書を送付し、入院患者は2ヶ月後に督促状を送付し、未収金の長期化抑制に努めている。また、発生から1年以上の債権の回収は、弁護士に委託している。</p> <p>・新たに、薬品についてはスケールメリットを創出するため、購入額を均等化したグループごとに入れを行い、値引率の競争性を確保している。</p> <p>・平成22年度から引き続き、業務委託、保守点検委託等は、複数年契約を実施している。</p>	

業務運営の改善及び効率化に関する事項	
4 事務部門の専門性の向上	

中期目標	4 事務部門の専門性の向上
	診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度上半期業務実施状況	備考
	4 事務部門の専門性の向上	4 事務部門の専門性の向上		
	事務職員の専門性を高めるため、病院経営に関する知識・経験を有する民間等の人材を活用するとともに、医療事務に精通したプロパー職員の採用など、専門性をもつ経営管理部門の職員を計画的に育成する。	事務職員の専門性を高めるため、民間の人材の活用や、事務職員のプロパー化に向け、検討を行う。	<p>・新たに、4月から診療報酬担当職員(1名)を正規化した。また、専門性を高める平成22年度から引き続き、DPCや経営分析に関する研修に参加した。</p>	

業務運営の改善及び効率化に関する事項

5 経営参画意識を高める組織文化の醸成

中期目標

5 経営参画意識を高める組織文化の醸成
業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

中期計画	年度計画	H23年度上半期 業務実施状況	備考
5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 (1) 経営改善の状況に応じたメリットシステムの導入 医療部門の財務状況を的確に把握するとともに、各部門の自発的な経営努力を促すため、経営改善の状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できるメリットシステムを導入する。 (2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 (3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討する体制を整備する。	5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 (1) 経営改善の状況に応じたメリットシステムの導入 メリットシステムの導入に向けた検討を行う。 (2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、職員ポータル等を活用し、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 (3) 職員提案の奨励 引き続き、職員提案を奨励し、斬新で多面的なアイデアを病院運営に活かす。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から引き続き、導入について検討中。 平成22年度に引き続き、病院会議において、月ごとの稼働額等の経営情報を資料で提供し、減額した要因分析や対策を立てることにより、経営改善に努めている。 平成22年度から引き続き、職員提案審査委員会を設置し、職員提案を募集している。 	

業務運営の改善及び効率化に関する事項

6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備

中期目標
6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備 業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。

中期計画	年度計画	H23年度上半期 業務実施状況	備考
6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備 (1) 職員満足度調査の実施 働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を毎年定期的に実施する。 (2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るために、資格取得を含む研修制度を整備する。 (3) 公公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。	6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備 (1) 職員満足度調査の実施 働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 (2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るために、資格取得を含む研修制度を整備する。 (3) 公公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに、機構全体職員の満足度調査の実施を予定している(12月)。 新たに構築している医師を含む病院機構全体の職員研修体系の中で資格取得を含む研修制度を検討する。平成22年度に引き続き、認定看護師の資格取得のため3名を養成機関へ派遣している。 平成22年度に引き続き、導入については検討中である。 	

法人の業務運営の財務状況に関する事項
財務状況

中期目標 業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を着実に実施することにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。

1 予算（平成22年度～平成26年度）

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	95,673
医業収益	79,892
運営費負担金	15,401
その他営業収益	380
営業外収益	2,447
運営費負担金	1,937
財務内容の改善に関する事	510
資本収入	4,380
運営費負担金	0
長期借入金	4,130
その他資本収入	250
その他の収入	0
計	102,500
支出	
営業費用	80,965
医業費用	79,398
給与費	42,787
材料費	23,588
経費	12,768
研究研修費	255
一般管理費	1,567
営業外費用	3,099
資本支出	15,457
建設改良費	4,951
償還金	10,506
その他の支出	0
計	99,521

【人件費の見積り】

期間中総額44,199百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

1 予算（平成23年度）

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	19,684
医業収益	16,619
運営費負担金	2,997
その他営業収益	68
営業外収益	518
運営費負担金	391
その他営業外収益	127
資本収入	699
運営費負担金	0
長期借入金	699
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	20,901
支出	
営業費用	16,401
医業費用	16,240
給与費	8,314
材料費	5,078
経費	2,777
研究研修費	71
一般管理費	161
営業外費用	584
資本支出	2,880
建設改良費	747
償還金	2,133
その他の支出	53
計	19,918

【人件費の見積り】

期間中総額8,447百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

1 23年度第3四半期 業務実施状況

備考

・予算の範囲で執行。

1 予算（平成23年9月末現在）

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	10,042
医業収益	8,311
運営費負担金	1,674
その他営業収益	57
営業外収益	61
運営費負担金	0
その他営業外収益	61
資本収入	551
運営費負担金	0
長期借入金	551
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	10,654
支出	
営業費用	6,753
医業費用	6,736
給与費	3,231
材料費	2,548
経費	935
研究研修費	22
一般管理費	17
営業外費用	285
資本支出	1,186
建設改良費	122
償還金	1,064
その他の支出	12
計	8,236

・支出予算の執行率41.3%。

・収入のうち、運営費負担金は年間予算の1/2を収入済み。

・支出のうち、給与費は、12月末勤勉手当の支出がされておらず、償還金は年間予算の1/2を執行。

・医業収益は、9月末累計の対前年度比較で、中央病院は0.6%増、北病は3.6%増、合計0.9%増である。

中期計画		年度計画		平成23年度上半期 業務実施状況		備考	
2 収支計画(平成22年度～平成26年度) (単位:百万円)		2 収支計画(平成23年度) (単位:百万円)		2 収支計画(平成23年9月末現在) (単位:百万円) ※税込み			
区分	金額	区分	金額	区分	金額		
収入の部	98,846	収入の部	20,369	収入の部	10,103		
営業収益	96,419	営業収益	19,356	営業収益	10,042		
医業収益	79,742	医業収益	16,594	医業収益	8,311		
運営費負担金収益	15,401	運営費負担金収益	2,997	運営費負担金収益	1,674		
資産見返負債戻入	896	資産見返負債戻入	197	資産見返負債戻入	0		
その他営業収益	380	その他営業収益	68	その他営業収益	57		
営業外収益	2,427	営業外収益	513	営業外収益	61		
運営費負担金収益	1,937	運営費負担金収益	391	運営費負担金収益	0		
その他営業外収益	490	その他営業外収益	122	その他営業外収益	61		
臨時利益	0	臨時利益	0	臨時利益	0		
支出の部	98,796	支出の部	20,265	支出の部	7,054		
営業費用	90,995	営業費用	18,723	営業費用	6,757		
医業費用	89,819	医業費用	18,563	医業費用	6,740		
給与費	42,412	給与費	8,310	給与費	3,231		
材料費	22,502	材料費	4,855	材料費	2,552		
経費	12,468	経費	2,663	経費	936		
減価償却費	12,192	減価償却費	2,668	減価償却費	0		
研究研修費	245	研究研修費	67	研究研修費	21		
一般管理費	1,176	一般管理費	160	一般管理費	17		
営業外費用	5,179	営業外費用	1,033	営業外費用	284		
臨時損失	2,622	臨時損失	459	臨時損失	13		
純利益	50	純利益	104	純利益	3,049		
目的積立金取崩額	0	目的積立金取崩額	0	目的積立金取崩額	0		
総利益	50	総利益	104	総利益	3,049		
3 資金計画(平成22年度～平成26年度) (単位:百万円)		3 資金計画(平成23年度) (単位:百万円)		3 資金計画(平成23年9月現在) (単位:百万円)			
区分	金額	区分	金額	区分	金額		
資金収入	113,714	資金収入	27,559	資金収入	16,895		
業務活動による収入	101,791	業務活動による収入	20,125	業務活動による収入	10,310		
診療業務による収入	79,098	診療業務による収入	16,541	診療業務による収入	8,561		
運営費負担金による収入	17,338	運営費負担金による収入	3,388	運営費負担金による収入	1,674		
その他の業務活動による収入	5,355	その他の業務活動による収入	196	その他の業務活動による収入	75		
投資活動による収入	0	投資活動による収入	0	投資活動による収入	0		
運営費負担金による収入	0	運営費負担金による収入	0	運営費負担金による収入	0		
その他の投資活動による収入	0	その他の投資活動による収入	0	その他の投資活動による収入	0		
財務活動による収入	4,380	財務活動による収入	699	財務活動による収入	551		
長期借入金による収入	4,130	長期借入金による収入	699	長期借入金による収入	551		
その他の財務活動による収入	250	その他の財務活動による収入	0	その他の財務活動による収入	0		
前期中期目標期間からの繰越金	7,543	前事業年度からの繰越金	6,735	前事業年度からの繰越金	6,034		
資金支出	113,714	資金支出	27,559	資金支出	16,895		
業務活動による支出	87,762	業務活動による支出	27,762	業務活動による支出	8,335		
給与費支出	43,815	給与費支出	16,920	給与費支出	2,449		
材料費支出	23,592	材料費支出	8,330	材料費支出	4,124		
その他の業務活動による支出	20,355	その他の業務活動による支出	5,078	その他の業務活動による支出	1,762		
投資活動による支出	4,951	投資活動による支出	3,512	投資活動による支出	272		
固定資産の取得による支出	4,951	固定資産の取得による支出	747	固定資産の取得による支出	272		
その他の投資活動による支出	0	その他の投資活動による支出	0	その他の投資活動による支出	0		
財務活動による支出	10,506	財務活動による支出	2,133	財務活動による支出	1,088		
長期借入金の返済による支出	1,140	長期借入金の返済による支出	0	長期借入金の返済による支出	0		
移行前地方債償還債務の償還による支出	9,366	移行前地方債償還債務の償還による支出	2,133	移行前地方債償還債務の償還による支出	1,065		
その他の財務活動による支出	0	その他の財務活動による支出	0	その他の財務活動による支出	23		
次期中期目標期間への繰越金	10,495	翌事業年度への繰越金	7,759	翌事業年度への繰越金	7,200		
短期借入金の限度額		短期借入金の限度額		・資金繰りは、順調である。			
1 限度額 1,000百万円		2 想定される短期借入金の発生理由		・短期借入は行っていない。			
運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応							

その他業務運営に関する重要事項

中期目標	<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>

中期計画	年度計画	平成22年度上半期 業務実施状況	備考
1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。	1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、がん診療、第三次救命救急医療、周産期医療、難病医療等で県の重要な施策に積極的に協力・貢献している。また、県が主催する各種委員会等へ職員を派遣している。 	
2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	2 法令・社会規範の遵守 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、病院内の倫理委員会での審査、判定機能を高め、その結果を職員全員に周知徹底を図っている。 	
3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。	3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、病院機構の年度計画、決算状況や理事会の議事録等を公表するとともに、診療案内、診療実績、研修内容、採用情報等もホームページに掲載している。 	
4 移行前の退職給付引当金に関する事項 移行前の退職給付引当金の必要額5,969百万円については、移行時に3,579百万円を計上し、残りの額2,390百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。	4 移行前の退職給付引当金に関する事項 移行前の退職給付引当金必要額の残額1,800百万円のうち、365百万円を計上する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年額365百万円ベースの引当を予定している。 	*なお、現時点の引当金必要額の残額は、平成22年度において経常収支が年度計画を大幅に上回り、1,300百万円を引当てることができたので、500百万円である。
5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画	5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに、通院加療がんセンター整備や北病の病棟再編整備に伴う改修工事のための基本設計業務に着手した。 	
(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。	(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から引き続き、医療従事者の確保を図るため採用試験の複数回実施を継続している(看護師4回、医療技術者等2回予定)。 	
(3)積立金の処分に関する計画 なし			
(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし			